

# 物 件 調 査 書

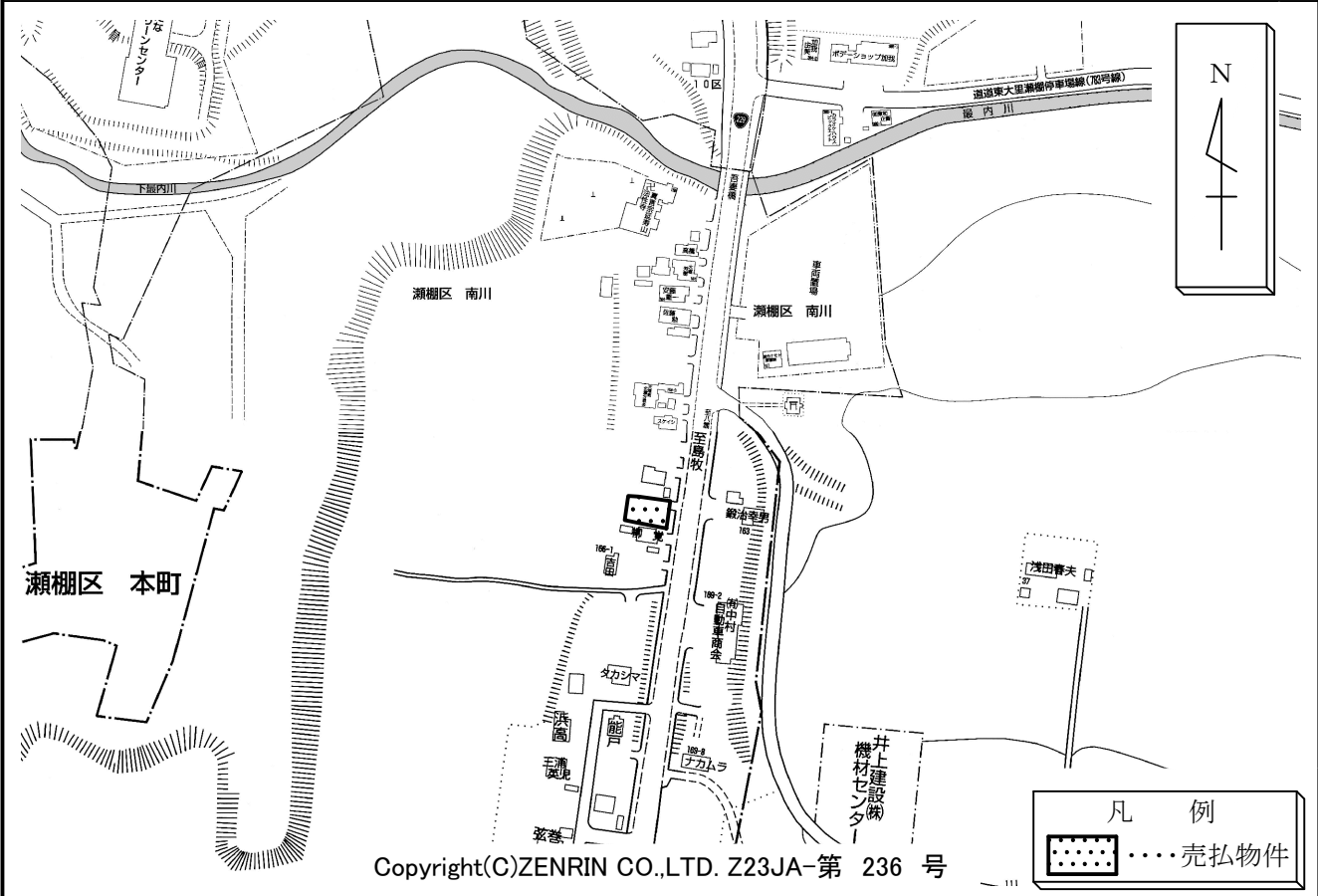
物件番号 36

所在地		北海道久遠郡せたな町瀬棚区南川165番2、166番2					
住居表示		同 所					
現況地目及び面積等		宅地	412.93 m <sup>2</sup>			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	165番2	166番2				
	地目	宅地	宅地				
	数量	266.99m <sup>2</sup>	145.94m <sup>2</sup>				
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		東側 舗装国道 幅員約 21.8 m					
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域外					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区					
		建ぺい率	指定なし				
		容積率	指定なし				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	・文化財保護法 ・景観法						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有				
	公共下水道	接面道路配管	有			有	
	都市ガス	接面道路配管	無				
交通機関		バス	函館バス 『瀬棚開建前』 停留所まで徒歩5分				
公共施設		せたな町役場瀬棚支所		せたな町立瀬棚小学校		せたな町立瀬棚中学校	
参考事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物件において下水道を利用する際には、排水設備申請時に賦課決定される下水道受益者分担金（建物1棟につき90,000円）を支払う必要があります。詳細については、せたな町に照会願います。</li> <li>・当該物件は、埋蔵文化財包蔵地（法性寺遺跡）に近接しているため、土木工事等を行う場合は、せたな町教育委員会に照会願います。</li> <li>・当該物件の接面道路にゴミステーション及び電柱が設置されているため、現状において車両の進入は一部からしかできません。</li> <li>・当該物件の北側隣接地の車庫が越境して設置されています。</li> <li>・当該物件の北側隣接地から生垣及び樹木の枝が越境しています。</li> <li>・当該物件の南側隣接地の灯油タンクが越境して設置されています。</li> </ul>					

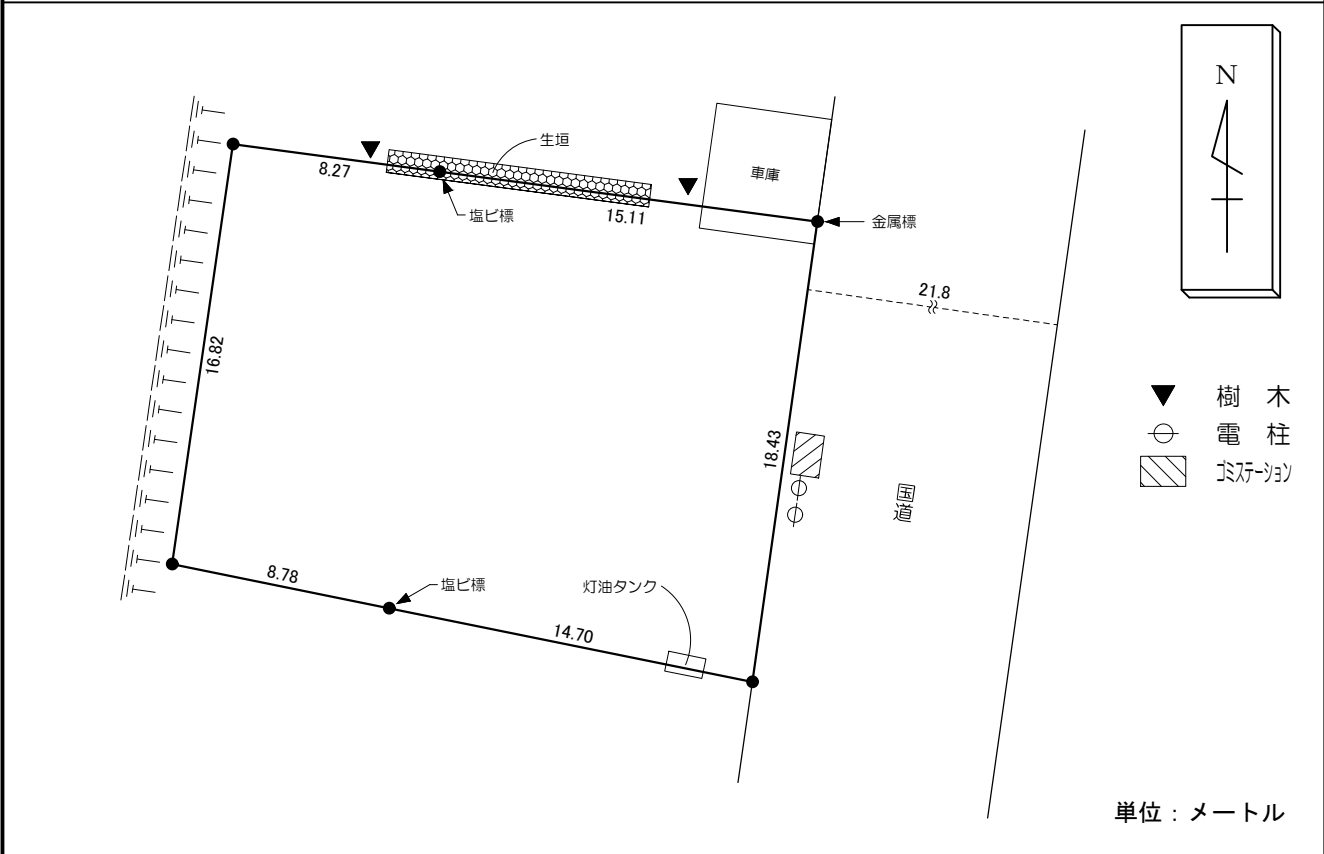
※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

所在地	久遠郡せたな町瀬棚区南川165番2、 166番2	物件番号	36
-----	-----------------------------	------	----

## 案内図



## 概要図



※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	36
所在地	久遠郡せたな町瀬棚区南川165番2、166番2

